

# 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の概要について

平成20年10月3日  
総合政策部市町村課

本年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が一部施行され、市町村長等は健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告し、かつ住民に公表することとされた。  
県内31市町及び公営企業を経営する一部事務組合等に係る健全化判断比率等の概要は、次のとおり。

## 1 健全化判断比率について

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、31市町すべてにおいて赤字を生じなかったため、比率の算定される団体はなかった。
- ・実質公債費比率については、早期健全化基準（25%）以上の団体はなかった。
- ・将来負担比率については、早期健全化基準（350%）以上の団体はなかった。
- ・県内31市町に係る健全化判断比率の概況は別表のとおり。

## 2 資金不足比率について

県内市町及び一部事務組合が経営する公営企業に係る128の会計のすべてについて資金不足を生じなかったため、比率の算定される会計はなかった。

### 【参考】

- ・健全化判断比率……実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標からなり、すべての市町において市町ごとに算定する指標。早期健全化基準以上となった場合、財政再生基準以上となった場合は、それぞれ計画策定義務等一定の義務が生じる（この義務の適用は来年度から）。
- ・資金不足比率……公営企業を経営する市町及び公営企業を経営する一部事務組合等において、公営企業に係る会計ごとに算定する指標。経営健全化基準以上となった場合は、その会計について、計画策定義務等一定の義務が生じる（この義務の適用は来年度から）。

指標の種類		算 定 対 象	早期健全化基 準	財政再生基 準
健全化判断比率	実質赤字比率	各市町において、一般会計等に係る赤字額の標準財政規模に対する割合として算定（赤字額がない場合は算定されない。）	財政規模により 11.25～ 15.00%	20%
	連結実質赤字比率	各市町において、すべての会計を合計した場合の赤字額の標準財政規模に対する割合として算定（赤字額がない場合は算定されない。）	財政規模により 16.25～ 20.00%	30%（※）
	実質公債費比率	各市町において、公債費及び公債費に準じる費用の標準財政規模等に対する割合として算定（3か年平均値として算定される。）	25%	35%
	将来負担比率	各市町において、前年度末における将来負担額から控除額を控除した後の額の標準財政規模等に対する割合として算定（控除後の額が負数になる場合は算定されない。）	350%	—
資金不足比率		公営企業を経営する市町及び一部事務組合等において、公営企業に係る会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合として算定（資金不足額がない場合は算定されない。）	経営健全化基準 20%	—

（※）経過措置として平成21～22年度は40%、平成23年度は35%とされている。

【別表】市町ごとの健全化判断比率

(単位 : %)

健全化判断比率 △ 市町名	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担比率
宇都宮市	—	—	8.7	20.1
足利市	—	—	11.5	69.5
栃木市	—	—	12.7	85.1
佐野市	—	—	10.4	82.8
鹿沼市	—	—	9.5	80.3
日光市	—	—	13.2	106.1
小山市	—	—	11.1	98.6
真岡市	—	—	12.7	61.5
大田原市	—	—	12.1	105.5
矢板市	—	—	12.8	100.3
那須塩原市	—	—	13.9	61.6
さくら市	—	—	13.6	86.5
那須烏山市	—	—	15.6	68.2
下野市	—	—	15.0	42.8
上三川町	—	—	7.8	22.6
西方町	—	—	16.0	86.7
二宮町	—	—	10.8	40.7
益子町	—	—	15.5	119.0
茂木町	—	—	13.8	142.8
市貝町	—	—	16.1	141.6
芳賀町	—	—	8.3	21.0
壬生町	—	—	4.9	—
野木町	—	—	5.5	23.5
大平町	—	—	14.0	111.6
藤岡町	—	—	9.5	93.0
岩舟町	—	—	11.7	87.1
都賀町	—	—	10.7	58.7
塩谷町	—	—	15.2	109.9
高根沢町	—	—	13.8	82.0
那須町	—	—	12.8	111.7
那珂川町	—	—	13.1	101.6
県内市平均	—	—	12.3	76.4
県内町平均	—	—	11.7	79.6
県内市町平均	—	—	12.0	78.1
(参考)全国市区町村平均	△	△	12.3	110.4

## 備考

1 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は、赤字がないため当該比率が算定されないことを示す。

2 将来負担比率の「—」は、当該比率が算定されないことを示す。

将来負担比率は、

起債残高等ー（充当可能基金+都市計画税等+起債残高に係る交付税措置見込額）  
で算定されるため、起債残高等が少ないか、控除額が多いと、数値は低めになり、  
状況によっては、負数（すなわち該当なし「—」表示）になる場合がある。

## 参考1 健全化判断比率の算式等について

- 1 実質赤字比率……市町村の一般会計等（一般会計と公営事業会計以外の特別会計をあわせたもの）における赤字の程度を表す指標。一般会計等は、福祉、土木、教育などの行政経費や、これらに関する借りた起債の償還金など、市町村の行政事務本体に係る会計であり、これらに係る赤字額を捉えようとするもの。実質赤字額の標準財政規模に対する割合で算定する。実質赤字額が生じない場合は算定されない。
- 実質赤字比率の早期健全化基準は、財政規模により 11.25～15.00%であり、この数値以上となると早期健全化団体となる。また財政再生基準は財政規模にかかわりなく 20%であり、これ以上になると財政再生団体となる。

$$\frac{\text{一般会計等に係る実質赤字額} \text{ (繰上充用額十支払繰延額十事業繰越額)}}{\text{標準財政規模} \text{ (※)}} \times 100\%$$

※ 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。次の算式で算定する。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} = & (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} \\ & + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額} \end{aligned}$$

- 2 連結実質赤字比率……市町村のすべての会計を合計した場合の赤字の程度を表す指標。すべての会計の赤字または黒字を合計した結果として赤字額が生じる場合に、当該赤字額の標準財政規模に対する割合で算定する。合計した結果として赤字が生じない場合は、比率は算定されない。
- 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字額に 5% を加えた数値とされるため、財政規模により 16.25～20.00% となり、この数値以上となると早期健全化団体となる。また財政再生基準は財政規模にかかわりなく 30% であるが、経過措置により平成 22 年度までは 40%、平成 23 年度は 35% とされており、これ以上になると財政再生団体となる。

$$\frac{\text{連結実質赤字額} \text{ (赤字会計の実質赤字額・資金不足額の合計} - \text{黒字会計の実質黒字額・資金剰余額の合計)}}{\text{標準財政規模} \text{ (標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額)}} \times 100\%$$

- 3 実質公債費比率……平成 18 年度から地方債の許可制度が協議制度へ移行した際に導入された新たな財政指標。従来の起債制限比率とは異なり、一般会計等の公債費だけでなく、公営企業への繰出いや、一部事務組合の公債費等も含めて算定するもので、自治体全体の財政状況の実態をより的確に反映するとされる。平成 20 年度からは、地方公共団体財政健全化法に位置づけられ、同法に基づく指標となった。
- 実質公債費比率は 3 カ年平均値として算定される。この値が 18% 以上の団体は、起債にあたり許可が必要となる。また、早期健全化基準は 25% であり、これ以上になると早期健全化団体となる。財政再生基準は 35% 以上であり、これ以上になると財政再生団体となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 \% \text{ の 3 カ年平均値}$$

A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）  
B : 地方債の元利償還金に準ずるもの  
C : 元利償還金等に充てられた都市計画税及び特定財源  
D : 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金  
E : 標準財政規模（標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額）

- 4 将来負担比率……平成 20 年度から地方公共団体財政健全化法に基づいて新たに導入された指標で、将来負担の大きさを表す指標。上記 3 つの指標が前年度一年間の歳入歳出に係るフロー指標であるのに対して、この指標は前年度末現在の将来負担の大きさを捕らえるストック指標である。将来負担の大きさは、将来負担額（確定債務と負担が見込まれる債務の合計）から控除額を控除した後の数値の、標準財政規模等に対する割合で算定される。
- 確定債務としては、一般会計等に係る地方債残高、企業会計に係る地方債残高のうち一般会計等による負担見込額などが、負担が見込まれる債務としては、土地開発公社等の負債額や第三セクターへの損失補償額のうち一般会計等による負担見込額などがある。これらを合計したものから、充当可能基金や充当可能特定歳入、地方債残高に係る交

付税基準財政需要額算入見込額を控除し、その控除後の数値の標準財政規模等に対する割合で算定する。控除後の数値が負数となる場合には、比率は算定されない。

将来負担比率の早期健全化基準は350%であり、これ以上になると早期健全化団体となる。なお将来負担比率については財政再生基準は設定されていない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100\% \quad (\%)$$

A : 前年度末の確定債務と負担が見込まれる債務の合計値  
B : 前年度末の充当可能基金の現在高  
C : 債務の償還財源に充当可能な特定の歳入の収入見込額  
D : 前年度末の地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額  
E : 標準財政規模（標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額）  
F : 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等

## 参考2 資金不足比率の算式等について

資金不足比率……資金不足比率は、公営企業を経営する市町村及び公営企業を経営する一部事務組合において、公営企業に係る会計ごとに算定する指標である。

公営企業会計は、上水道、下水道、病院、観光施設など、利用料金収入等をもって経費の一定部分を賄うことを原則とする事業に係る会計であり、これらに係る会計ごとの資金不足額を捉えようとするもの。資金不足額は当期の現金収入が当期の現金支出に不足する額として算定され、当該不足額の当期の事業規模（利用料金収入等）に対する割合で算定する。資金不足額が生じない場合は、比率は算定されない。

資金不足比率においては、健全化判断比率の早期健全化基準に相当するものを経営健全化基準と呼ぶが、経営健全化基準は事業規模にかかわりなく20%であり、これ以上となると、当該会計に係る公営企業は経営健全化公営企業となる。また財政再生基準に相当するものは設定されていない。

$$\frac{\text{当該会計の資金不足額 (当期の現金収入が当期の現金支出に不足する額)}}{\text{当該会計の事業規模 (当期の利用料金収入等)}} \times 100\%$$

## 参考3 財政健全化計画等について

1 計画策定義務等……健全化判断比率及び資金不足比率の算定・審査・報告・公表に係る義務は、本年度から施行されたが、比率が基準以上だった場合の計画策定義務等については、来年度から施行される。これは、同法附則及びこれに基づく政令により、条文により施行期日に差が設けられ、段階的に施行することとされたためである。

来年度から施行される各計画の策定義務等の概要は以下の2~4とおりである。

2 財政健全化計画……健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上であった場合に、策定することとされる計画。当該年度の末日までに、外部監査を実施し議会の議決を経て策定し、かつ公表することを要する。策定の翌年度以降は、毎年9月末日までに計画の実施状況を議会に報告し、かつ公表することを要する。

なお法律上、知事に当該市町村長に対する一定の勧告権が認められている。

3 財政再生計画……健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上であった場合に、策定することとされる計画。当該年度の末日までに、外部監査を実施し議会の議決を経て策定し、かつ公表することを要する。策定の翌年度以降は、毎年9月末日までに計画の実施状況を議会に報告し、かつ公表するとともに、総務大臣あてに報告することを要する。

当該市町村長は、再生計画に基づいて予算を調整する義務を負う。また、再生計画について総務大臣の同意を得ていない場合は、起債制限が課される。

なお法律上、総務大臣に当該市町村長に対する一定の勧告権が認められている。

4 経営健全化計画……資金不足比率が経営健全化基準以上であった場合に、当該公営企業について策定することとされる計画。当該年度の末日までに、外部監査を実施し議会の議決を経て策定し、かつ公表することを要する。策定の翌年度以降は、毎年9月末日までに計画の実施状況を議会に報告し、かつ公表することを要する。

なお法律上、知事に当該市町村長に対する一定の勧告権が認められている。